

## 多数障害者雇用企業等契約審査会の設置等について

障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱方針(以下「取扱方針」という。)第6の第4項に規定する多数障害者雇用企業等契約審査会(以下「審査会」という。)の設置等について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 対象となる随意契約

取扱方針第6に定める随意契約のうち、随意契約の限度額を超える随意契約(以下「特例随意契約」という。)とする。

### 2 審査会の設置等

特例随意契約を行おうとする場合は、次に掲げる構成等による審査会を設置するものとする。

- (1) 審査会は、特例随意契約を行おうとする本庁の所属又はかいに設置し、会長及び委員4名以上で構成する。
- (2) 審査会の会長は、本庁に設置する場合は原則として当該特例随意契約に関する事務を所掌する局長とし、かいに設置する場合はかい長とする。
- (3) 審査会の委員は会長が指名する者とする。ただし、委員のうち1名以上は当該特例随意契約に直接関係を有しない第三者を指名する。

### 3 審査及び議事概要の保存

- (1) 審査は上記2の構成員全員の出席によって会議形式で実施し、議事概要を作成して当該特例随意契約に関する書類とともに保存するものとする。
- (2) 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### 4 審査等の事項

次の事項について確認及び審査を行い、特例随意契約の適否等を決定する。

#### (1) 見積りを徴する相手方の確認

次の事項について確認するものとする(障害福祉サービス事業者等についてはア及びエを除く。)

ア 物品関係入札参加資格者名簿に登載されていること。

イ 資格制限期間中の者でないこと。

ウ 指名停止期間中の者でないこと。

エ 物品関係入札参加資格者名簿に記載している希望業種の者であること。

オ 原則として県民局管内を基準とした地域に所在する者であること。

カ 当該契約の履行能力を有する者であること。

キ 多数障害者雇用企業、多額購入企業又は障害福祉サービス事業者等の要件に該当していること。

ク 取扱方針第6の第2項で定める「同一の会計年度において1件を限度」とする要件を満たす必要がある場合は、当該要件を満たしていること。

ケ 見積りを徴する相手方の選定理由に問題がないこと。

#### (2) 特例随意契約を行うことの適否の確認

ア 取扱方針第6に定める要件等を満たし、かつ、障害者の雇用又は就労に関する法令及び取扱方針の趣旨に適合していること。

イ 障害者の雇用又は工賃の向上等の障害者の自立支援として、より高い効果が見込まれること。

ウ 中小企業の受注環境に悪影響を及ぼさないこと。

#### (3) 予定価格の妥当性の確認

予定価格が妥当であること。